

○内閣官房令第八号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び内閣官房内閣人事局が所管する関係法令を実施するため、内閣官房内閣人事局の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和五年十二月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣官房内閣人事局の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

内閣官房内閣人事局の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令（令和二年内閣官房令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この内閣官房令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この内閣官房令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>二 「略」</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この内閣官房令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この内閣官房令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>二 「同上」</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p>

第十一条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十二条 法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。第三項において同じ。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

〔2・3 略〕

第十一条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第十二条 法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。以下この条において同じ。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。